

## 医療情報取得加算に関する掲示

令和8年4月1日

医療法人社団健心会 清水桜が丘病院

病院長 清水 恵子

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証による診療情報等や問診票等を通じて、患者様の診療情報を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省の診療報酬算定要件に基づき、下記の点数を算定いたします。

初診時：1点

再診時（3カ月に1回）：1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず算定いたします。

マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。